

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条-2、同法施行規則第20条-2、20条-3	結核患者の医療費公費負担申請	指導予防課

結核の適正な医療を普及するため、居住する結核患者又はその保護者から公費負担の申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において、厚生労働省令で定める医療をうけるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができることされており、その公費負担の決定は、感染症診査協議会で行われる。

1 審査基準については、次のとおりである。

保健所は、居住する結核患者又はその保護者から公費負担の申請があったときは、申請された医療の適否を感染症の診査に関する協議会に諮問した上で、公費負担の承認又は不承認を決定する。

2 標準処理期間 30日

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。